

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松山市	堀江地区(堀江集落、東大栗集落、権現集落、福角集落、内宮集落)	令和3年3月18日	令和5年7月27日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	152.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	83.8ha
i うち20才から49才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.2ha
ii うち50才から69才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30.1ha
iii うち70才以上の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	46.4ha
③地区内における70才以上かつ後継者がいない農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.88ha
(備考)	

2 対象地区的課題

70才以上の農家が46.4haの農地を所有又は耕作しており、10年後の地域農業が減退してしまうことが推察される。また、70才以上かつ後継者がいない農地の所有者又は耕作者の耕作面積20.3haは、近いうちに耕作放棄地となることが見込まれる。

アンケート結果では、農地利用の意向を「貸したい・売りたい」と回答された農地面積は23.0haだが、農地の受け手となる担い手が不足傾向にある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後、耕作されない農地については、中心経営体となる認定農業者等や、地区外の入作農業者が耕作のしやすい地区内の優良な農地を優先に守っていく。

樹園地の基盤整備に取り組むことで、農地の集積・集約化を図り、中心経営体である認定農業者等12経営体が担っていく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻、柑橘等	6.16 ha	水稻、柑橘等	7.56 ha	福角集落、権現集落
認農	B	柑橘	1.18 ha	柑橘	1.18 ha	東大栗集落
認農	C	柑橘	1.00 ha	柑橘	1.00 ha	東大栗集落
認農	D	柑橘	1.20 ha	柑橘	1.70 ha	福角集落、権現集落
認農	E	柑橘	1.80 ha	柑橘	2.60 ha	東大栗集落
認就	F	柑橘	0.40 ha	柑橘	1.00 ha	東大栗集落
認就	G	柑橘	0.79 ha	柑橘	1.09 ha	福角集落、権現集落
認就	H	柑橘	0.10 ha	柑橘	0.30 ha	福角集落、権現集落
認農	I	柑橘	0.56 ha	柑橘	0.47 ha	権現集落
認農	J	柑橘	2.35 ha	柑橘	2.55 ha	東大栗集落
認農	K	柑橘	0.70 ha	柑橘	1.20 ha	東大栗集落
認農法	L	柑橘	0.49 ha	柑橘	0.66 ha	権現集落
認農	M	柑橘	1.66 ha	柑橘	1.66 ha	東大栗集落
認農	N	柑橘	1.14 ha	柑橘	1.14 ha	福角集落
認農	O	柑橘	0.45 ha	柑橘	0.55 ha	福角集落
認農	P	柑橘	2.75 ha	柑橘	2.75 ha	福角集落
認農	Q	柑橘	0.20 ha	柑橘	1.40 ha	福角集落
認農	R	果樹	0.81 ha	果樹	0.81 ha	東大栗集落
認就	S	果樹	1.30 ha	果樹、花き・花木	2.20 ha	福角集落
認農	T	果樹	0.10 ha	果樹	0.10 ha	福角集落
認就	U	果樹	0.83 ha	果樹	0.83 ha	福角集落
認就	V	果樹	0.50 ha	果樹	0.65 ha	福角集落
認就	W	果樹	0.55 ha	果樹	1.17 ha	権現集落
認就	X	果樹、花き・花木	0.63 ha	果樹、花き・花木	0.89 ha	福角集落、権現集落
計	24人		27.65 ha		35.46 ha	

※中心経営体…認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者

4 農地の集積・集約化の方針を実現するために必要な取組に関する方針

【農地の貸付け等の意向】

貸付け等の意向が確認された農地は、425筆、23.0haとなっている。

地区内の耕作のしやすい優良農地を将来にわたり守っていくため、農地利用の意向調査を参考に、貸したい意向を示した農地を中心経営体とマッチングし、法令に基づいた貸借に取り組む。

また、農業次世代人材投資事業を活用し、新規就農者の確保に積極的に取り組むとともに、中心経営体に位置付け、農地の受け手を増やす。

【農地中間管理機構の活用方針】

中心経営体へ農地の集約化を目指し、農地所有者は、リタイヤ前や離農前に農業委員と相談しながら、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地元農業委員、農地利用最適化推進委員に相談するほか、担い手の探索を地元農業関係者等とを行い、機構を通じた中心経営体への貸付けに取り組む。

【基盤整備への取組方針】

農業の生産性の向上や農地集積・集約化を図るため、畠地帯総合整備事業による樹園地の面的な基盤整備のほか、ハウス、防風・防鳥ネット、かん水設備等の整備に取り組む。また、樹園地については、国の果樹経営支援対策事業により、園内道等の整備に積極的に取り組む。

【新規・特産化作物の導入方針】

樹園地では、中晩柑の「紅まどんな」や「せとか」、「甘平」への改植や、「紅プリンセス」の導入など高単価が見込まれる有望品種の栽培に取り組む。また、水田区域では経営所得安定対策等を積極的に活用することで、安定した収入を確保する。

【鳥獣被害防止対策の取組方針】

イノシシやサルの被害が多い区域については、行政や農協、農業共済など関係機関と連携し、電気柵やワイヤーメッシュの計画的な共同設置等に取り組む。

【災害対策への取組方針】

豪雨や台風による被害防止のため、中山間直接支払制度等を活用するなど農地周辺を流れる水路の点検・清掃やハウス、モノレールの点検・補修など日頃から意識し、地域で連携して防災・減災活動に取り組む。